

# 防火管理に係る消防計画（例）

## 第1章 総 則

### 第1節 目的等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、\_\_\_\_\_の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、\_\_\_\_\_に勤務し、出入りする全ての者に適用する。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、\_\_\_\_\_階\_\_\_\_\_部分とする。

### ★第2節 防火管理業務の一部委託

(防火管理業務の委託)

第4条 防火管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者等の指示、命令を受けて、適正に業務を実施する。

2 受託者の防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表1「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

### 第3節 管理権原者と防火管理者の業務と権限

(管理権原者の責務)

第5条 管理権原者は、事業所内の防火管理業務の全てについて責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる資格者を防火管理者として選任しなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合には、必要な指示を与えるなければならない。

4 管理権原者は、防火上の建物構造・設備の不備及び消防用設備等の不備・欠陥を発見又は報告を受けた場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の業務と権限等)

第6条 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防組織に係る事項
- (3) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (4) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
- (5) 消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- ★ (6) 防火対象物の法定点検の立会い
- (7) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 従業員等に対する防火教育・訓練の実施
- (10) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (11) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) 消防機関との連絡
- (14) 管理権原者への報告等
- (15) 大規模な地震に関する諸対策
- (16) その他防火管理上必要な事項
- ★ (17) 統括防火管理者への報告
  - ア 防火管理者を選任又は解任したとき
  - イ 消防計画を作成又は変更したとき
  - ウ 各種法定点検、定期点検を実施したとき
  - エ 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修を行うとき
  - オ 消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき又は改修するとき
  - カ 臨時に火気を使用するとき
  - キ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
  - ク 防火管理業務を委託するとき
  - ケ 統括防火管理者から指示命令された事項
  - コ その他防火管理業務上必要な事項

第4節 消防機関への報告、通報等

(消防機関への報告、通報等)

第7条 管理権原者又は防火管理者は、次の各号に掲げる業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）の届出
- (2) 消防計画作成（変更）の届出

- (3) 改装工事及び消防用設備等の変更の事前相談
- (4) 各種法定点検の結果報告
- (5) その他法令に基づく報告及び防火管理についての必要な事項

(防火管理維持台帳)

第8条 管理権原者は、報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。

★ 第5節 防火管理委員会の設置

(消防計画を見直すための組織)

第9条 防火管理業務の確実な実践を図るため、防火管理委員会を設ける。

- 2 防火管理委員会の構成は、別表2「防火管理委員会構成表」のとおりとする。
- 3 防火管理委員会委員長は、会議を\_\_\_\_月と\_\_\_\_月に行い、次の場合は、臨時に開催するものとする。
  - (1) 社会的反響の大きな火災、地震などによる被害が発生したとき
  - (2) 防火管理者などからの報告、提案により必要と認めたとき
- 4 防火管理委員会は、防火管理業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた本計画の改善、見直しを行うため、次の事項について審議する。
  - (1) 消防計画の変更に関すること。
  - (2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
  - (3) 自衛消防訓練に関すること。
  - (4) その他火災予防上必要なこと。
- 5 防火管理者は、防火管理委員会の審議結果を踏まえ、本計画を見直すものとする。

## 第2章 火災予防対策

第1節 火災予防上の点検、検査

(予防活動組織)

第10条 予防的活動に係る組織は、防火管理者を中心に階などを単位として防火担当責任者を、また部屋、火気使用箇所などを単位として火元責任者を、別表3「予防活動組織編成表」のとおり定めるものとする。

- 2 防火担当責任者は、次の業務を行う。
  - (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関するこ。
  - (2) 防火管理者の補佐
- 3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行うものとする。
  - (1) 火気管理に関するこ。
  - (2) 建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常の維持管

理に関すること。

- (3) 地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐

(自主検査等)

第11条 建物等の自主検査及び消防用設備等の自主点検は、別表4「防火対象物の自主検査表」及び別表5「消防用設備等自主点検表」に基づき、定期的に行うものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第12条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、\_\_\_\_月及び\_\_\_\_月に行い、防火管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

(防火対象物の法定点検)

★ 第13条 防火対象物の法定点検は、\_\_\_\_月に行い、防火管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

## 第2節 点検結果の報告等

(点検結果の報告等)

第14条 自主点検・自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに報告するものとする。

- 2 防火管理者は、報告された内容で不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、改修を図るものとする。
- 3 防火管理者は、点検結果等を記録管理するものとする。

## 第3節 火災予防措置

(火気の使用制限等)

第15条 防火管理者は、喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

- (1) 喫煙できる場所

　　喫煙できる場所は、次のとおりとする。

　　ア 休憩室

　　イ 談話室

- (2) 火気使用設備器具が使用できる場所

　　厨房及び給湯室のみとする。

- 2 喫煙及び火気使用設備器具の使用に関する注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 火気使用設備器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。

- (2) 火気使用設備器具は、必要な点検及び整備を行うこと。
- (3) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。
- (4) 喫煙場所以外では、喫煙しないこと。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第16条 防火管理者及び従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
    - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
    - イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
    - ウ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。
  - (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備
    - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
    - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努めるものとする。

(収容人員の管理)

第17条 防火管理者は、当該防火対象物の収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないよう従業員に徹底する。

- 2 混雑が予想される場合は、避難経路の確保や避難誘導員の配置、増強等必要な措置を図るものとする。

#### 第4節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第18条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。また、改修等の工事で消防用設備等及び避難施設の機能に影響を及ぼす工事、火気の使用を伴う工事を行う際は、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

- 2 防火管理者は、前項の工事中の安全対策、「工事中の消防計画」等の実施状況について、必要に応じ現場確認を行い、法令適合や火気管理等、防火上の安全を確認するものとする。

## 第5節 放火防止対策

### (放火防止対策)

第19条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理・整頓又は除去すること。
- (2) 物置及び倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。
- (3) 出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。
- (4) 不法侵入者の監視を行うこと。
- (5) 外来者用トイレを従業員と共に用するなど、監視を強化すること。
- (6) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- (7) 火元責任者及び最後に退社する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (8) 夜間や休日の巡回を励行すること。
- (9) 駐車場内の車両は施錠すること。

## 第3章 自衛消防活動対策

### (自衛消防組織の編成等)

第20条 管理権原者は、火災その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を編成するものとする。

2 自衛消防隊の組織及び任務は、別表6「自衛消防隊の編成と任務」のとおりとする。

### (自衛消防隊の活動範囲)

第21条 自衛消防隊の活動範囲は、\_\_\_\_\_階\_\_\_\_\_部分とする。

2 隣接する防火対象物からの火災で延焼阻止活動が必要な場合又は応援要請があった場合には、自衛消防隊長の判断に基づき活動しなければならない。

## 第4章 夜間、休日の防火管理体制

### (夜間、休日の火災予防管理)

第22条 夜間、休日に巡回を行い、可燃物を整理整頓する等、火災予防上の安全確保に努めるものとする。

### (夜間、休日における自衛消防活動)

第23条 夜間、休日における自衛消防活動は、第20条で定める任務分担にとらわれることなく、在館する隊員が次の各号に掲げる措置を行う。

- (1) 通報連絡
- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 消防隊への情報提供

(5) 緊急連絡網による関係者への連絡

## 第5章 震災対策

### 第1節 震災事前措置

#### (震災事前措置)

第24条 地震発生時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 窓ガラス、看板及び広告塔等の落下、飛散、倒壊を防止すること。
- (2) 事務室等の棚、備品、器具、什器及び物品の転倒、落下の防止措置をとること。
- (3) 火気使用設備器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等の作動状況検査を行うこと。
- (5) 危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送湯管等の緩衝装置の検査を実施すること。

### 第2節 震災対策

#### (地震発生時の初期対応)

第25条 地震発生時は、身の安全を守ることを最優先とし、次の初期対応を行うものとする。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、防火管理者等に報告すること。
- (2) 全従業員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は防火管理者等に連絡すること。
- (3) 火元責任者等は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を防火管理者等に報告すること。  
なお、異常が認められた場合は、応急措置を行うこと。
- (4) 防火管理者は、前各号による被害の状況等を把握すること。
- (5) 火気使用設備器具は、安全が確認された後に使用すること。

### 第3節 地震時の活動

#### (地震時の活動)

第26条 地震時の活動は、前条及び自衛消防活動によるほか、次の事項を実施するものとする。

#### (1) 情報収集・伝達活動

通報連絡班は、テレビ、ラジオ等により地震情報の収集を行い、周辺の状況を確認すること。

## (2) 初期消火活動

初期消火班は、搖れが収まったのち、出火場所の確認を行い、初期消火活動を行うこと。

## (3) 避難誘導活動

ア 避難誘導班は、在館者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具等の落下に注意しながら、柱周りや壁ぎわ等の安全な場所で待機させること。

イ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。

ウ 在館者を広域避難場所（\_\_\_\_\_）まで避難誘導を行う場合は、事前に順路、道路状況、地域の被害状況について説明すること。

エ 避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、避難者の安全に十分に注意しながら誘導すること。

オ 避難する際は、全員徒歩により行うこと。

カ 避難する際は、分電盤を遮断し、ガスの元栓を閉止すること。

## (4) 救出・救護活動

ア 救出救護については、応急救護班が中心となり、他の自衛消防隊員と協力して実施すること。

イ 負傷者が発生した場合には、応急手当を行うとともに、負傷程度に応じ、応急救護所、医療機関に搬送すること。

ウ 地震の規模により、消防隊等による救出に時間がかかる場合には、救出資器材を活用して救助作業を実施すること。

## ★第4節 南海トラフ地震に対する対策

### (南海トラフ地震に対する対策)

第27条 南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法の規定に基づき、南海トラフ地震が発生した場合の地震防災対策は、別に定める\_\_\_\_\_南海トラフ地震防災規程によるものとする。

## 第6章 防災教育及び自衛消防訓練

### 第1節 防災教育等

#### (防災教育の実施時期等)

第28条 防災教育は、職員採用時及び朝礼時等に必要な都度、概ね次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が守るべき事項について
- (3) 火災発生時及び地震発時の対応について

#### (4) その他火災予防上必要な事項について

##### (防火管理者の教育)

第29条 防火管理者は、講習会及び研修会等に参加するとともに、従業員に対する防火研修会等を随時開催するものとする。

★2 防火管理者は、防火管理再講習を期限内に受講しなければならない。

#### 第2節 自衛消防訓練

##### (自衛消防訓練の種別等)

第30条 防火管理者は、次表により計画的に自衛消防訓練を実施するものとする。

2 総合訓練は、努めて大規模地震を想定した内容を加味する。

★3 建物全体で実施する訓練にも参加するものとする。

訓練の種別	実施時期
消火訓練	月、月
通報訓練	月、月
避難訓練	月、月
総合訓練	月、月

##### (消防機関への通報)

第31条 防火管理者は、前条に掲げる自衛消防訓練を実施しようとするときは、「消防訓練通報書」により、事前に消防機関へ通報すること。

また、訓練を実施した結果を「消防訓練記録書」により記録すること。

#### 附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。

(★は該当する場合に記載)

## 防火管理業務委託状況表

受託者情報	受託者氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		再委託の有無					
	住所・電話番号 (法人の場合は所在地)		<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部) (※) <input type="checkbox"/> 無					
受託者に委託する防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検等） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 消防計画に基づく消防訓練の実施及び指導 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
			方法	常駐場所				
				常駐人員	営業時間内	名	営業時間外	名
					委託する時間帯		<input type="checkbox"/> 時 分～	時 分
			巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検等） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 消防計画に基づく消防訓練実施及び指導 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	方法	巡回回数						
		巡回人員			営業時間内	名	営業時間外	名
					委託する防火対象物の区域		<input type="checkbox"/> 全て	<input type="checkbox"/> 一部 ( )
	委託する時間帯				<input type="checkbox"/> 時 分～	時 分	・ <input type="checkbox"/> 24時間	
	遠隔移報方式	登録年月日・登録承認番号		年 月 日 第 号				
範囲		<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作作業 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
		方法	現場確認要員の待機場所					
			到着所要時間					
				委託する防火対象物の区域		<input type="checkbox"/> 全て	<input type="checkbox"/> 一部 ( )	
委託する時間帯		<input type="checkbox"/> 時 分～	時 分	・ <input type="checkbox"/> 24時間				

「受託者に委託する防火管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□にチェックを記入

(※) 受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託する場合には、再委託した法人情報等（受託者情報）、再委託する業務の内容を明らかにするため、再委託者用の業務委託状況表を作成し、添付してください。

## 防火管理委員會構成表

## 予防活動組織編成表

管理権原者役職・氏名			
防火管理者役職・氏名			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	氏 名	担当区域	氏 名
1階			
2階			
3階			
4階			
5階			
6階			
7階			
8階			

## 防火対象物の自主検査表

実施項目及び確認箇所		検査結果
建 物 構 造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食・ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(4) 外壁・ひさし 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
避 難 施 設	(1) 避難通路 ア 避難通路の幅員が確保されているか。	
	イ 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2) 階段 階段室に物品を置いていないか。	
	(3) 避難口 ア 扉の開閉方向は避難上支障ないか。	
	イ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火 気 使 用 設 備 器 具	(1) 廉房設備 ア 可燃物品からの保有距離は適正か。	
	イ 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	ウ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ ア 自動消火装置は、適正に機能するか。	
	イ 火気周囲は、整理整頓されているか。	
電 氣 設 備	電気器具 ア コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	イ たこ足の接続を行っていないか。	
	ウ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
その 他	危険物 ア 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	イ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	ウ 整理清掃状況は適正か。	
検査実施者氏名		検査実施日
		防火管理者確認

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。  
なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

## 消防用設備等自主点検表

消防用設備等	確認箇所	点検結果
消防器 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 設置場所に置いてあるか。	
	( 2 ) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	( 3 ) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	( 4 ) ホースに変形、損傷、老化がなく、内部に詰まりがないか。	
	( 5 ) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備（移動） 粉末消火設備（移動） ( 年 月 日実施)	( 1 ) 使用上の障害となる物品はないか。	
	( 2 ) 扉は確実に開閉できるか。	
	( 3 ) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	( 4 ) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 散水の障害はないか。	
	( 2 ) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	( 3 ) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	( 4 ) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。	
	( 5 ) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 散水の障害はないか。	
	( 2 ) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	( 3 ) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備（固定） ( 年 月 日実施)	( 1 ) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	( 2 ) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	( 3 ) 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備（固定） ( 年 月 日実施)	( 1 ) 起動装置又はその直近に防護区画の名称取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動起動装置）	
	( 2 ) 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	( 3 ) スピーカー及びヘッドに変形、損傷などはないか。	
	( 4 ) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 使用上の障害となる物品はないか。	
	( 2 ) 扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	
	( 3 ) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	

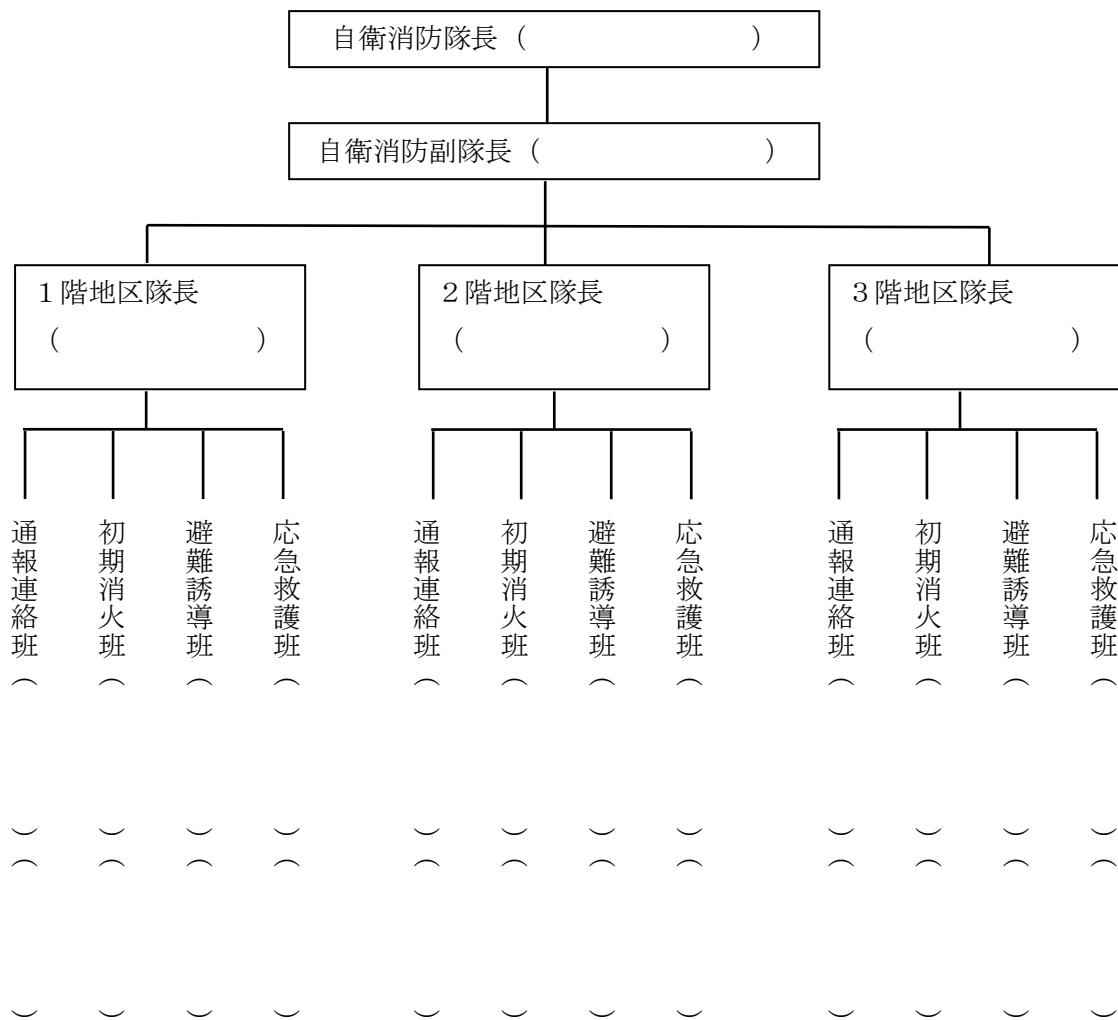
動力消防ポンプ設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 常置場所の周囲に、使用上の障害となる物品はないか。	
	( 2 ) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	( 3 ) 管そう、ノズルに変形、損傷はないか。	
自動火災報知設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 表示灯は点灯しているか。	
	( 2 ) 受信機のスイッチは、適正な位置にあるか。	
	( 3 ) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	( 4 ) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 表示灯は点灯しているか。	
	( 2 ) 受信機のスイッチは、適正な位置にあるか。	
	( 3 ) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所変更による未警戒部分がないか。	
	( 4 ) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 電源表示灯は点灯しているか。	
	( 2 ) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
消防機関へ通報する火災報知設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 操作上の障害となる物品はないか。	
	( 2 ) 本体及び遠隔起動装置に変形、損傷がないか。	
非常ベル ( 年 月 日実施)	( 1 ) 表示灯は点灯しているか。	
	( 2 ) 操作上の障害となる物品はないか。	
	( 3 ) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	( 2 ) 放送設備により、放送ができるか。	
避難器具 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	( 2 ) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	
	( 3 ) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。	
	( 4 ) 降下する際に障害となるものが多く、必要な広さが確保されているか。	
	( 5 ) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 改装等により、設置位置が不適正になってしまっているか。	
	( 2 ) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	( 3 ) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	( 4 ) 不点灯、ちらつき等がないか。	

消防用水 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 周囲に樹木等使用上の障害となる物品がないか。	
	( 2 ) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	( 3 ) 地下式の防火水槽、池等は水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となる物品がないか。	
	( 2 ) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	( 3 ) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	( 4 ) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	( 2 ) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	( 3 ) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品がないか。	
	( 4 ) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	( 5 ) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 ( 年 月 日実施)	( 1 ) 周囲に使用上の障害となる物品がないか。	
	( 2 ) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	( 3 ) 表示灯は点灯しているか。	
備 考		
点 檢 実 施 者 氏 名		防火管理者確認

(備考) 点検を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

## 自衛消防隊の編成と任務



担当	任 務	
自衛消防隊長	自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。	
自衛消防副隊長	自衛消防隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。	
各地区隊長	担当区域の初動措置のほか、自衛消防隊長への報告連絡を行う。	
	火災（災害）時の任務	警戒宣言発令時の任務
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機関への通報</li> <li>・館内への非常放送、指示命令の伝達と関係者への連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビやラジオ等での情報収集</li> <li>・館内への情報伝達</li> </ul>
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火場所の確認</li> <li>・消火器等による初期消火</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・什器等の転倒、落下防止措置</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の誘導</li> <li>・避難口の確認と開放</li> <li>・逃げ遅れ者の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内の混乱防止</li> <li>・在館者の安全確保、避難誘導</li> </ul>
応急救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救出・救護</li> <li>・応急救護所の設置</li> <li>・救急隊への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当用品の確認</li> <li>・応急救護所の準備</li> </ul>

## 第2号様式（第6条関係）

## 消防訓練通報書

年　月　日

横須賀市　　消防署長

防火（防災）管理者

氏名\_\_\_\_\_

防火対象物名称 (テナント名称)			
防火対象物所在地			
実施日時	年　月　日	時　　分から	時　　分まで
参加予定人員	名	連絡先	
訓練種別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練		
消防職員派遣	希望する · 希望しない		
119番通報	する ( <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯) · しない 通報時間： 時 分頃 ※5分前に指令課（046-822-0119）に確認の連絡をしてください		
借用資機材	<input type="checkbox"/> 水消火器（本・ <input type="checkbox"/> 標的） <input type="checkbox"/> AED（台） <input type="checkbox"/> DVD		
	借用日： 年　月　日	返却日： 年　月　日	
訓練の概要			

※職員派遣については、ご希望に添えない場合があります。

※通報訓練は、災害発生等により中止又は延期していただく場合があります。

※AEDの貸出しあは、応急手当普及員、応急手当指導員の資格取得者等に限ります。

※借用資機材の破損については、借用者側による原状復帰となります。

第3号様式（第7条関係）

消防訓練記録書

実施日時	年　月　日	時　　時	分から　分まで
参加人員	名		
訓練種別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練		
使用資機材	<input type="checkbox"/> 水消火器 <input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> その他 ( )		
訓練想定	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他の災害 ( ) 具体的な内容 :		
所感 (全体評価・反省点等)			
記録作成者			

※消防計画に基づく訓練実施後に記入し、保管してください。